

大切な家族を守る。



弁護士費用保険メルシー

Merci

いじめ、労働問題、近隣トラブル。

あなたや、あなたの家族の平穏な生活を脅かす法的トラブルは
日常に潜んでいます。

「弁護士費用が捻出できない。」

「費用倒れになるから諦めよう。」

このような理由で泣き寝入りをしている方がいるのは
とても残念なことです。

弁護士には依頼者の正当な権利を保護する役割があります。

“本来守られるべき権利が侵害されている人の助けになりたい”

“弁護士をもっと気軽に活用してほしい”

そんな思いから私たちはこの保険を作りました。

—— あなたと、あなたの大切な家族を守るために。

弁護士費用保険メルシー

弁護士費用保険メルシー3つの特徴

1 保険料は1日82円 ※1,2

2 通算支払限度額1,000万円

3 追加保険料0円で家族も補償 ※3

※1 1日82円=(月額保険料2,500円×12ヶ月)÷365日

※2 特約付加、一括払いの場合は金額が異なります。

※3 契約者の配偶者及び1親等内の血族中65歳以上の親と30歳未満の未婚の実子が対象

例えばこんな法的トラブルで使えます ※4,5



いじめ問題

- ▶ 子供がいじめられて怪我をした
- ▶ いじめ被害に学校側が対処しない



労働トラブル

- ▶ パワハラ/セクハラを受けている
- ▶ 残業代が支払われない



ネットの誹謗中傷

- ▶ Webサイトで誹謗中傷されている
- ▶ リベンジポルノ被害に遭った



自転車事故

- ▶ 子供が自転車でお年寄りにケガをさせた
- ▶ 自転車に轢かれ骨折してしまった



近隣トラブル被害

- ▶ 隣人の騒音被害に苦しんでいる
- ▶ 近所から嫌がらせを受けている



相続トラブル

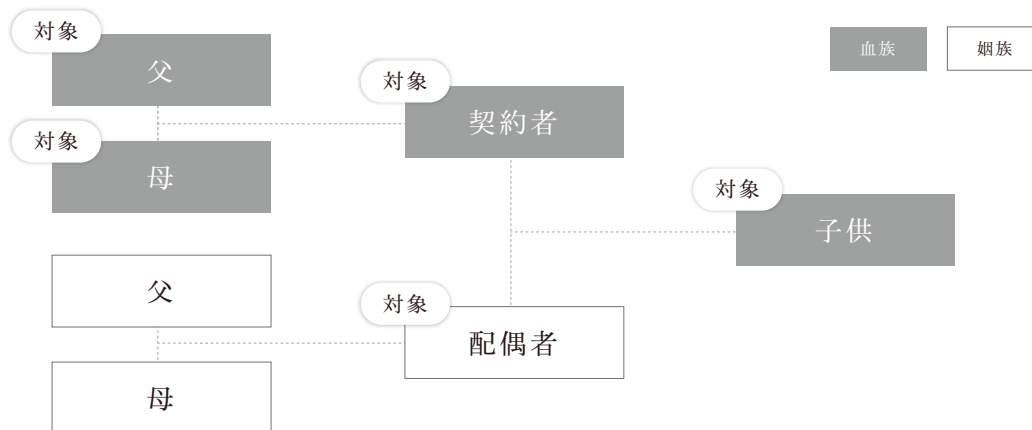
- ▶ 遺産分割の比率で揉めている
- ▶ 遺言書に相続させない旨の記載があった

※4 ご加入前に発生している法的トラブルについては保険金のお支払い対象にはなりません。

※5 保険金のお支払い対象には条件があります。

お一人の加入で家族も補償範囲に

契約者の配偶者及び1親等内の血族中65歳以上の親と30歳未満の未婚の実子が対象になります。



補償範囲に上限はありません。

補償人数が増えるほど一人あたりの保険料はおトクになります。

5名の場合…月**500**円/1人

7名の場合…月**357**円/1人

※特約なし、月払いの場合

補償金額

通算支払限度額

1,000万円

年間支払限度額

500万円

1事件あたり支払限度額

特定偶発事故※1 **330**万円

一般事故※2 **110**万円

※1 急激（時間間隔の無いこと）かつ偶然（予見できないこと）かつ外来（外部からの力によること）の事故（人の傷害の状態や財物の損壊）をいいます。例えば、子供が学校の廊下を走っていて、曲がり角で他の生徒にぶつかり怪我をさせた場合や散歩中の飼い犬が突然通行人に噛みついてしまった場合などが該当します。

※2 保険金支払いの対象となる法的トラブルのうち、特定偶発事故に該当しないものを一般事故といえます。

いざというときに 弁護士を無料でご紹介

保険金のお支払い対象とならない場合でも、本サービスは無料でご利用いただけます。

「知り合いの弁護士がない…」
「どの弁護士に相談すれば良いかわからない…」

このような方のために当社の”弁護士ネットワーク”から、あなたの直面している事案を得意とする弁護士を無料でご紹介します。

保険料と特約

保険料

2,500円 / 月額

保険をお使いいただいても更新時の保険料が高くなることはありません。

痴漢冤罪特約^{※1,2} 特約保険料

450円 / 月額

事件後48時間以内の弁護士費用を補償。
保険期間中1回、事件発生48時間以内の電話相談料・接見費用・弁護士の交通費を支払限度額内で実費を給付します。

※1 本特約をご利用いただけるのは契約者のみとなります。
※2 主契約に付加してご契約いただけます。特約のみ単体ではご契約いただけません。

一括払いの保険料

	特約なし	特約あり
口座振替	28,975 円 / 年	34,191 円 / 年
クレジットカード	30,000 円 / 年	35,400 円 / 年

保険金のお支払い例



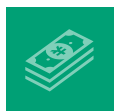
職場での パワハラ被害事件

上司からの度重なる暴言に疲弊し、精神疾患を抱えて長期休業したものの、会社は休職期間満了による退職を通知してきた。職場への復帰は断念したものの、弁護士へ委任のうえ、パワハラによる精神的苦痛への慰謝料や逸失利益など、合計で500万円を請求。

	弁護士費用 ※2,3	保険金支払額 ※1	お客様負担額
着手金	374,000円	261,800円	112,200円
報酬金	418,000円	246,400円	171,600円
合計	792,000円	508,200円	283,800円

弁護士
依頼後

元勤務先は顧問弁護士を立てて支払いを拒絶。訴訟へ移行した結果、元勤務先に対して**総額200万円の支払いを命じる判決**が得られた。 ※4



不動産の 遺産分割トラブル

2人兄弟の長男が、同居していた母親の死亡(父親は数年前に死亡)に伴う相続に際して、「この家には自分が住み続けるから売却しない。相続は放棄しろ」と兄。弟は「納得できない」旨を主張し、兄も不動産以外の資産は等分することを了解したが、評価額2,000万円の不動産に関しては主張を譲らない。

	弁護士費用 ※2,3	保険金支払額 ※1	お客様負担額
着手金	324,500円	227,150円	97,350円
報酬金	649,000円	454,300円	194,700円
合計	973,500円	681,450円	292,050円

弁護士
依頼後

弟は弁護士に委任し、交渉レベルで話し合いを行った結果、不動産は売却せず、評価額の1/2にあたる**1,000万円を兄が弟に支払うこと**で決着した。 ※4



子供の いじめ被害事件

中学生の子供が、暴言や暴力といった度重なるいじめの結果、うつ状態になって登校できなくなり、最終的には転校を余儀なくされた。学校側にも再三対処を求めていたが、「いじめはない」の一点張りだった。弁護士へ委任のうえ、加害生徒の保護者ならびに学校に対して総額300万円の損害賠償請求訴訟を提起。

	弁護士費用 ※2,3	保険金支払額 ※1	お客様負担額
着手金	264,000円	184,800円	79,200円
報酬金	176,000円	123,200円	52,800円
合計	440,000円	308,000円	132,000円

弁護士
依頼後

こちらの主張がおおむね認められ、加害児童の保護者ならびに学校に対して**総額100万円の支払いを命じる判決**が下された。 ※4

※1 保険金のお支払い額は一例であり、上記支払額を確約するものではありません。

※2 弁護士費用は例示のものであり、事務所や事案によって異なります。実際の費用はご依頼いただく弁護士事務所にご確認ください。

※3 着手金・報酬金以外に印紙代などの実費がかかることがあります。実費は補償対象外となります。

※4 判決・賠償及び示談の金額は一例であり、ケースによって異なります。

よくあるご質問

Q.1 保険を使った後、保険料は値上がりしますか？

保険をお使いいただき、保険金をお支払いした後も保険料が値上がりすることはありません。

Q.2 補償範囲となる家族に上限はありますか？

人数の上限はありません。保険契約者に加え、保険契約者の民法上の配偶者および保険契約者から見て1親等内の血族中65才以上の親と30才未満の未婚の子であれば何人でも補償範囲となります。なお、年齢については、契約日または更新日における満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。未婚の子とは、一度も結婚したことがない実子をいいます。

Q.3 補償が始まる期間はいつからですか？

責任開始日からです。責任開始日とは、当社がこの保険契約のてん補責任を負う最初の日をいい、初年度契約の責任開始日は、当社が保険契約の引受を承諾し、第1回保険料を受領した日を指します。なお、この保険契約には、一定の期間に発生した事故について保険金をお支払いしない待機期間や、特定の原因により生じた事故について保険金をお支払いしない不担保期間があります。

Q.4 待機期間とは何ですか？

その期間中に発生した原因事実により生じた原因事故について、保険金をお支払いしない期間をいいます。この保険契約における待機期間は初年度契約の責任開始日から3か月間です。なお、特定偶発事故には待機期間の適用はありません。

Q.5 不担保期間とは何ですか？

その期間中に発生した原因事実により生じた特定の原因事故について、保険金をお支払いしない取扱いをする期間のことをいいます。

Q.6 現在直面している法的トラブルは補償対象になりますか？

補償対象にはなりません。ご加入前（責任開始日前）に発生している法的トラブルや法的トラブルの原因となる事実が既に発生しているものについては保険金の支払対象にはなりません。例えば、保険加入前に発生しているパワハラ等のハラスメントについて、保険加入後に弁護士に解決を依頼したとしても、保険加入前にトラブルの原因となるパワハラ等の事実が既に発生しているため当該トラブルについては補償対象外となります。

Q.7 保険期間はどうなっていますか？

保険期間は契約日より1年間となります。契約日とは、初年度契約の責任開始日の属する月の翌月1日を指し、保険契約は、保険期間満了日の翌日を更新日として自動更新となります。

Q.8 事業にまつわる法的トラブルは補償対象になりますか？

補償対象外です。「被保険者個人が直面した個人トラブル」が補償の対象となりますので、被保険者が事業を営んでおり、その事業にかかわるトラブルについては保険金のお支払い対象にはなりません（持ち家を賃貸しているなどの不動産賃貸業や民泊事業を含みます）。なお、事業にまつわる法的トラブルについて弁護士の選定にお困りの場合は、当社の弁護士ネットワークから、事業にまつわる法的トラブルを得意とする弁護士を無料でご紹介するサービスをご利用いただけます。

Q.9 保険金はどのように支払われますか？

保険金の請求権を持つ被保険者が指定する金融機関への口座振込により保険金を支払います。

※ 詳細についてはお申込前に「重要事項説明書」及び「普通保険約款」を必ずご確認ください。



〔引受保険会社〕



株式会社カイルス少額短期保険

東海財務局長（少額短期保険）第6号

【本社】〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 2-13-30 名古屋伏見ビル9階

【東京支社】〒102-0076 東京都千代田区五番町 6-2 ホーマットホライゾンビル5階

【お客様用】 保険に関するお問い合わせダイヤル

0120-765-165

【被保険者様】 保険ご利用 受付ダイヤル

0120-713-225

受付時間 9:30～17:00（土日祝を除く）

<https://kailash.co.jp/>

〔募集代理店〕